

## 27C-am02

東京都内に流通している化粧品におけるパラオキシ安息香酸エステル（パラベン）の分析

○鈴木 淳子<sup>1</sup>, 蓑輪 佳子<sup>1</sup>, 中村 絢<sup>1</sup>, 立川 孟<sup>1</sup>, 中村 義昭<sup>1</sup>, 守安 貴子<sup>1</sup>, 中江 大<sup>1</sup> (<sup>1</sup>都健安研セ)

【目的】パラオキシ安息香酸エステル（パラベン）は、化粧品の防腐剤としてエステル結合したアルキル基の異なるものが単一あるいは複数種類で配合されている。医薬品医療機器等法に基づく化粧品基準において、最大配合量がパラベン及びそのナトリウム塩の合計量として化粧品 100g 中 1.0g と定められている。都内に流通している化粧品を対象とし、最大配合量が順守されているか定量を行った。

【試料】対象の化粧品は、2008年4月から2013年3月までの期間に、医薬品等一斉監視指導や製造所収去などの目的で、都内で薬事監視員が収去または試買した 677 製品とした。

【方法】化粧品を THF 又は水で分散後、アセトニトリルを用いて試料溶液を調製し、フォトダイオードアレイ検出器付高速液体クロマトグラフィーで分析した。一斉分析では、移動相にイオンペア試薬（塩化セチルトリメチルアンモニウム又は塩化ヘキサデシルトリメチルアンモニウム）を使用した。分析成分は、メチルパラベン、エチルパラベン、イソプロピルパラベン、プロピルパラベン、イソブチルパラベン、ブチルパラベンとした。

【結果】一斉分析ではメチルパラベンのピーク近くに夾雑ピークが検出される場合があったが、イオンペア試薬を含まない移動相に改良することで分離を改善できた。また、製品ごとに定量値を合計した結果、最大配合量を超過する化粧品はなかった。